4　処分の原因となった事実　平成28年４月25日付けで建設業法第17条において準用する同法第12条の規定により全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年７月 12 日

中部地方整備局長　塚原　浩一

1　処分をした年月日　平成28年６月21日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　石黒体育施設株式会社　石黒　和重　愛知県名古屋市千種区春岡２丁目27番18号　国土交通大臣許可（特―23）第8180号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年５月19日付けで建設業法第17条において準用する同法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年７月 12 日

中部地方整備局長　塚原　浩一

1　処分をした年月日　平成28年６月21日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ヒルカワ金属株式会社　蛭川　正文　三重県桑名市陽だまりの丘六丁目801番地　国土交通大臣許可（般―23）第19128号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（板金工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年５月26日付けで建設業第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年７月 12 日

中部地方整備局長　塚原　浩一

1　処分をした年月日　平成28年６月21日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社フジ大理石　棚瀬　健教　岐阜県養老郡養老町室原308　国土交通大臣許可（般―24）第17356号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（石工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年５月24日付けで建設業第12条の規定により全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

平成 28 年７月 12 日

近畿地方整備局長　池田　豊人

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1　当該招請の主旨

電話交換装置（以下「既設設備」という。）は、その果たすべき役割を発揮するため、必要な機能・性能を定めた仕様書等により、当初施工者が独自の技術を基に、開発・設計・製作・据付したものであることから、下記の応募要件を満たし、本案件の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、４の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本案件に必要な要件を有している法人等（以下、「特定法人等」という。）との契約手続に移行する。

なお、４の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札（最低価格落札方式）にて調達を実施する予定である。

また、必要により参加意思確認書の内容確認ヒアリングを実施する場合がある。

2　概要

(1)　調達件名　電話交換装置改造　一式
(2)　納入場所　大阪府大阪市中央区大手前１―５―63　大阪合同庁舎３号館
(3)　対象設備　近畿地方整備局の既設設備

なお、内訳は別紙「対象設備一覧表」参照のこと。

(4)　内容　既設設備にかかる改造を行う。

なお、詳細は「公示説明書」参照のこと。

(5)　納入期限　平成29年３月10日

3　業務目的

本案件は、合同庁舎３号館の無線室に設置されている電話交換装置の本体部分のみの更新を行うものである。

4　応募要件

参加意思確認書の提出者に付す応募要件は次のとおりとする。

(1)　基本的要件

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
②　平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の製造」又は「物品の販売」に格付けされた近畿地域の競争参加資格の認定を受けていること。
③　参加意思確認書の受領期限の日から審査結果通知の時までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
④　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑤　公示説明書の交付を直接受けた者であること。

(2)　実績に関する要件

既設設備と同種の製造の実績があることを証明できる者であること。

(3)　技術力に関する要件

①　特定予定者が保有する固有の技術を用いずに施行が可能であること。
②　運用中の既設設備に対して品質を低下させることなく改造ができること。
③　既設設備改造に係る検査・試験等に関する自らの体制を有すること。
④　既設設備改造後のアフターケア体制を有すること。（国内拠点、24時間の連絡体制、部品の供給体制）

5　手続等

(1)　担当部局　〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前１丁目５番44号　大阪合同庁舎第１号館８階　国土交通省近畿地方整備局総務部契約課購買第一係　電話06―6942―1141（内線2536）
(2)　説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間：平成28年７月12日（火）から平成28年７月27日（水）までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前10時00分から午後４時00分まで。ただし、最終日は正午までとする。
交付場所：上記５(1)に同じ。
交付方法：手渡しとする。なお、説明書交付希望者は上記５(1)へ事前に連絡すること。

(3)　参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

提出期間：平成28年７月12日（火）から平成28年７月27日（水）までの休日を除く毎日、午前10時00分から午後４時00分まで。ただし、提出締切最終日は正午までとする。
提出場所：上記５(1)に同じ。
提出方法：持参または郵送（書留郵便に限る）すること。

6　その他

(1)　手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2)　関連情報を入手するための照会窓口

５(1)に同じ。

(3)　詳細は「公示説明書」による。
(4)　一般競争入札を実施する場合の公告予定時期　平成28年９月下旬

7　Summary

(1)　Subject matter of service: Telephone switching Equipment Remodeling, 1 set
(2)　Time-limit to express interests: 12:00 PM 27 July, 2016
(3)　Name of administrator in charge of the contract and division which he or she belongs: Takaaki Kondou the first Purchase Section, Contract Division, General Affairs Department, Kinki Regional Development Bureau